

# 藤枝市 産後ケア事業のご案内 (令和6年度)

お問い合わせ：藤枝市保健センター 054-645-1111

## 利用できる方

- ① 藤枝市に住民票がある方で、出産後1年未満のお母さんと赤ちゃん  
(有効期間：お子さんの1歳の誕生日の前日まで)
- ② お母さんの産後の体調や育児に不安がある方
- ③ 赤ちゃん、お母さんともに医療行為の必要のない方

## 産後ケアの内容

- ① お母さんの心と体のケア及び保健指導、栄養指導
- ② 授乳の方法(乳房ケア含む)や育児についての指導や相談など

## 利用できるサービス・回数

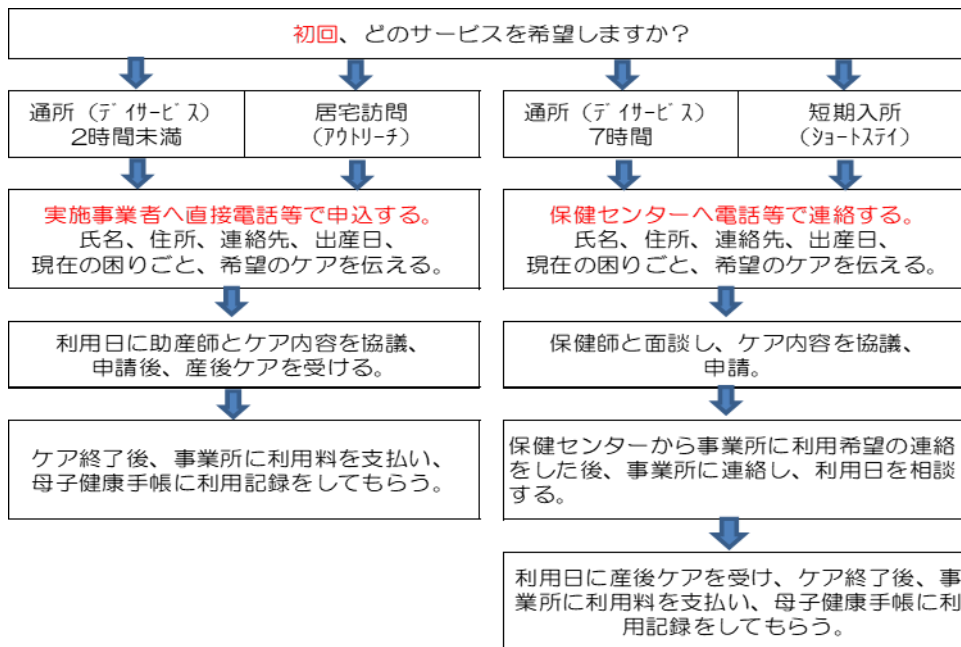
サービスの種類	内容	利用限度
通所(デｲｰﾋﾞｽ)型(2時間未満)	病院・助産院に通う	通所・居宅訪問 あわせて計7回
通所(デｲｰﾋﾞｽ)型(7時間)		
居宅訪問(ｱﾄﾞﾘｰﾁ)型	自宅に助産師が訪問	
短期入所(ｼｮｰﾄｽﾃｲ)型	病院・助産院等に宿泊	7日

## 自己負担額

サービスの種類	利用時間	利用料	多胎児利用料※
通所(デｲｰﾋﾞｽ)型	2時間未満	1,200円	120円
通所(デｲｰﾋﾞｽ)型	7時間	2,200円	420円
居宅訪問(ｱﾄﾞﾘｰﾁ)型	90分	1,400円	120円
短期入所(ｼｮｰﾄｽﾃｲ)型 (1日5,850円)	1泊2日	11,700円	1,200円

※多胎児利用料：2人目以降の乳児1人につき徴収

## 利用までのながれ



- 居宅訪問(ｱﾄﾞﾘｰﾁ)型は別途交通費がかかります。事業所に直接お支払ください。
- 通所7時間、短期入所は別途食費がかかります。事業所に直接お支払ください。
- 課税状況により自己負担額が異なります。(非課税世帯・生活保護世帯の方は自己負担なし)
- 対象は1歳の誕生日の前日までですが、事業所により受け入れ対象月齢が異なりますので各事業所にご確認ください。
- 当日キャンセルはキャンセル料が発生する場合があります。
- 市の規定の利用限度以降の利用は、自費になります。  
万が一規定の回数以上利用されていた場合は、後日請求させていただきます。

## 藤枝市産後ケア事業ホームページ

